



児童手当の手続き

変更事項は届出が必要です

次の変更事項は市で把握できませんので、速やかに届出てください。届出が遅れて手当の過払いが発生した場合は、返還が必要です。

◇大学生年代（高校修了後、22歳以後の最初の3月31日まで）までの子を養育するようになった、あるいは、養育しなくなった場合

※養育している子が2人であり、多子加算がない人は、届出不要です。

◇配偶者と離婚・婚姻した場合

◇市外に住む児童や配偶者の住所が変わった場合（国外転出入を含む）

◇受給者が公務員になった場合（会計年度任用職員などで所属庁の共済組合に加入し、長期給付適用になった場合を含む）

◇出向などにより市から児童手当を支給している公務員のうち、児童手当の支給先が所属庁に変更になった場合

◇養子縁組などにより生計の中心者に変更となった場合 など

現況届の提出が必要な人がいます

令和4年6月以降、原則現況届の提出が不要となりましたが、次の人は、毎年6月に現況届を提出する必

要があります。

なお、手続きが必要な人には、案内通知と現況届などを個別に送付します。

◇大学生年代（高校修了後、22歳以後の最初の3月31日まで）の子を養育している人のうち、当該大学生年代の子が就職中、あるいは、無職である人

※ただし、養育している子が2人であり、多子加算がない人は、届出不要です。

◇離婚協議中で配偶者と別居している人

支給月額（1人あたり）

	第1子 第2子	第3子以降 (多子加算)
3歳未満	1万5000円	3万円
3歳以上	1万円	

※養育する子（22歳以後の最初の3月31日までの子）のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

※令和6年10月に施行された法改正により、令和6年10月分の手当から、上記の金額に改定されました。また、所得制限もなくなりました。

◇配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している人

◇支給要件児童の戸籍がない人

◇法人である未成年後見人、施設や里親などの受給者の人

◇その他、市区町村から提出の案内があった人

※最新の情報および申請書様式は市ホームページで確認してください。



申請と問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当
☎(580)1862

家庭料理&取り分け 離乳食教室

取り分け離乳食は、赤ちゃんが家族と同じ食材を食べる食卓デビューの第一歩です。同じ食材を使って、時間短縮にもつながります。

この教室では、栄養バランスなどの家庭料理の基本と普段の料理から離乳食を取り分けるコツを楽しく学びます。

- 対象者 市内在住の妊婦または乳児（1歳3カ月まで）の保護者
- 日時 6月6日(金) 午前10時～午後0時半(受付 午前9時45分～)
- 会場 すこやか交流プラザ
- 定員 18人（申込多数の場合は抽選。抽選結果は、5月23日(金)までにお知らせします。）
- 託児 あり（生後3カ月から、定員13人）

- 必要なもの ◇エプロン◇三角巾（大きめのハンカチ）◇筆記具◇手拭きタオル◇飲み物
- 受講料 500円（託児は別途300円）
- 申込方法 ◇申込フォーム◇電話
- 申込期限 5月16日(金)
- 申し込みと問い合わせ先 ◇申し込み・託児・出欠連絡
ワーカーズコープ
(平日 午前9時～午後5時)
☎(595)0705
- ◇教室の内容
健康課健康長寿担当(すこやか交流プラザ内)
☎(501)2222



申込フォーム